

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続の見直し											
税目	法人税、所得税											
要望の内容	<p>クロスボーダー投資の活性化のため、ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約の適用が可能となるよう所要の措置を講ずること。 また、一定の金融機関が行う租税条約に係る手続について、簡素化を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="901 795 1501 963"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 クロスボーダー投資の活性化に向けて、租税条約等に係る手続の見直しを行うことで、国際金融センターとしての機能強化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。 しかしながら、ファンドを介したクロスボーダー投資については、原則として、ファンドレベルではなく、投資家レベルで租税条約の申請手続をすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおいては、投資家レベルで申請手続を行うことが実務上困難であり、租税条約を適用することができない状況にあるため、所要の措置が必要である。 また、租税条約に関する届出については、本体の届出書以外にも様々な添付書類の提出が必要とされるなか、大部分は紙媒体や光ディスクで提出せざるを得ず、支払の取扱者である金融機関（サブ・カストディアン）や税務署では多量の紙媒体等の管理・保管を余儀なくされている現状であるため、手続の簡素化が必要である。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	租税条約に係る手続の見直しを行うことにより、クロスボーダー投資が活性化すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	租税条約に係る手続の見直しを行うことにより、クロスボーダー投資が活性化する見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	クロスボーダー投資の活性化を図り、国際金融センターとしての機能強化を図るという政策目的を実現する観点から、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昨年度に続けて3度目の要望である。	